

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大山崎町

## 大山崎町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大山崎町環境事業部経済環境課  
所在地 大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地  
電話番号 075-956-2101  
FAX番号 075-956-0131  
メールアドレス keizai@town.oyamazaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大山崎町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	タケノコ・野菜	被害面積 34 a
		被害金額 1,599千円
ニホンジカ	タケノコ・野菜	被害面積 10 a
		被害金額 470千円
ニホンザル		被害面積 0 a
		被害金額 0円
アライグマ		被害面積 0 a
		被害金額 0円

(2) 被害の傾向

イノシシ・ニホンジカについては、天王山一帯に生息し、有害捕獲及び防護施設設置等の措置を講じているが、農作物等への被害が発生している。特に、特産物（タケノコ）の被害については、地下茎の伸長期から収穫期にかけて発生している。

ニホンザル・アライグマについては、住居エリアにも出没し、生活環境の保全を阻害している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	イノシシ 1,599千円	イノシシ 1,119千円
	ニホンジカ 470千円	ニホンジカ 329千円
被害面積	イノシシ 34 a	イノシシ 24 a
	ニホンジカ 10 a	ニホンジカ 7 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙訓猟友会へ捕獲委託</li> <li>・京都府との連携による広域捕獲（京都市・長岡京市・大山崎町）</li> <li>・アライグマについては、特定外来生物法に基づく大山崎町アライグマ防除実施計画による活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の高齢化、担い手不足</li> <li>・農業者の高齢化による里山の荒廃化</li> <li>・捕獲頭数として、捕獲計画数には至っておらず、また、農作物等への被害も発生しているため、効果的な捕獲補法等について検討が必要</li> <li>・電波障害により、ドローン調査ができない</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独事業による防護柵設置経費の支援</li> <li>・夜間パトロールや駆逐用煙火による追払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町として天王山全体に対しての防護柵設置が難しい</li> <li>・既設防護柵において、適切な維持管理</li> <li>・追払い活動については、個々による活動ではなく、集落など地域で協力した活動が必要</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地管理対策として、天王山の除間伐等の森林整備に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者、ボランティア団体等の高齢化により、放置竹林等が増加</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>被害防止対策として、個体数の削減と侵入防止、生息地の管理を進めるため、次の事項を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会による効率的な捕獲活動を支援する取組</li> <li>・被害状況に応じて、隣接市と連携した広域捕獲の実施</li> <li>・猟友会への京都府等が実施する研修等への参加働きかけ</li> <li>・猟友会と協力し、ドローン活用の検討、生息地の地図上での絞り込み</li> <li>・京都府補助事業等を活用した地元農家組合等による防護柵の設置</li> <li>・町事業を利用した防護柵の管理強化</li> <li>・生息管理として、企業と連携した情報交換、防除対策、森林整備に取り組む</li> <li>・アライグマについては、檻貸出希望者へ提供できる檻の管理体制強化と効率的な捕獲を目指す</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ 町単独有害捕獲事業 乙訓猟友会と捕獲委託契約を締結し、本計画に定める内容に基づき実施する
・ 広域捕獲事業 京都府及び関係市と調整し、決定する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ	捕獲の担い手確保のため狩猟免許新規取得に向けての働きかけ
令和9年度	イノシシ ニホンジカ	捕獲の担い手確保のため狩猟免許新規取得に向けての働きかけ
令和10年度	イノシシ ニホンジカ	捕獲の担い手確保のため狩猟免許新規取得に向けての働きかけ

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画に基づき、大山崎町有害鳥獣対策協議会で決定した捕獲計画を実施する

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	10	10	10
ニホンジカ	5	5	5
アライグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	捕獲手段	捕獲実施予定時期	捕獲予定場所
イノシシ ニホンジカ	銃器	4月 2月（広域捕獲）	天王山一帯
イノシシ ニホンジカ	わな	9月～10月	天王山一帯

アライグマ	わな	通年	町内全域
-------	----	----	------

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
必要性	散弾銃で届かない場所や、ニホンジカに対しての捕獲
捕獲手段	猟友会による猟犬を使用した銃による捕獲
対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ
捕獲の実施予定時期	4月、2月（広域捕獲）
捕獲予定場所	天王山一帯

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大山崎町内全域	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル等について、京都府の事務処理特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）に基づき、既に権限委譲されている

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 250m	電気柵 250m	電気柵 250m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵の適正管理 柵周辺への忌避剤 設置	電気柵の適正管理 柵周辺への忌避剤 設置	電気柵の適正管理 柵周辺への忌避剤 設置

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～ 10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天王山の除間伐等の森林整備に取り組む</li> <li>・駆逐用煙火などを使用した追払い活動</li> <li>・農家及び町民への啓発</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大山崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時は必要に応じて猟友会と連携し、被害状況の確認・周知啓発を行う</li> <li>・ 緊急時は京都府・向日町警察署・交番・猟友会と連携して対応する</li> </ul>
京都府京都林務事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時は大山崎町と連携した対応を行う</li> <li>・ 緊急時は大山崎町・向日町警察署・交番と連携して対応し、猟友会へ出動要請を行う</li> </ul>
乙訓猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時は大山崎町の要請を受け、被害現場の確認を行う</li> <li>・ 緊急時は京都府・大山崎町・向日町警察署・交番と連携して対応する</li> </ul>
向日町警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時は大山崎町の要請を受け、被害現場の確認を行う</li> <li>・ 緊急時は京都府・大山崎町・乙訓猟友会・交番と連携して交通整理、安全確保等対応する</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制

<p>緊急事態が発生した場合は、大山崎町・京都府京都林務事務所・向日町警察署・交番・乙訓猟友会の間で、速やかに情報を共有し、現場に参集し、現場周辺の安全を確保する</p> <p>必要に応じて、関係機関の協議により緊急的な捕獲を実施する</p>
---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲等をした対象鳥獣の処理については、原則、埋設処分とし、一部を肉として利活用</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	猟友会による一部有効活用
ペットフード	活用予定なし
皮革	活用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	活用予定なし

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(2) 処理加工施設の取組

利用に必要な処理加工施設の整備にあたっては、捕獲頭数が少ないため、採算性の確保等多くの課題があり、現状、施設を整備する計画はない
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

猟友会が有効活用しているため、猟友会内で人材育成の取組を実施
--------------------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大山崎町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
大山崎町経済環境課	被害防止対策の策定 農林産物被害状況の確認、対策
京都府京都林務事務所	有識者 被害防止対策の指導・助言
乙訓猟友会	有害鳥獣捕獲の担い手
農業協同組合	農林産物被害状況の確認、対策
大山崎町各農家組合長	農林産物及び生活環境被害状況の確認、防除

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
京都乙訓地域野生鳥獣広域捕獲協議会	市町の境界域における広域的な捕獲を実施するために必要な事項の協議
京都府京都乙訓農業改良普及センター	有識者 農家への鳥獣被害対策の指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 町職員による実施隊を設置済 ・ 現場状況の調査や追払いなどを行う
---------------------------------------

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 町担当職員は京都府等が実施する研修会、講演会に参加し、知識の研鑽に努める ・ 緊急銃猟については、国が実施する報告会等の情報を得て、有事の備えをしておく
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・防護柵の設置等に関する補助事業の情報は、農業協同組合と連携し、町内各農家へ周知を行う
- ・広域的な捕獲事業等を実施する場合には、広報・HP を利用した注意喚起、安全確保に努める